

盛岡広域振興局長告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年3月22日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200543	株式会社ケナフ	老人デイサービスセンター 「百万石」矢巾口	紫波郡矢巾町大字西徳田第 5地割字田郷200番地12	令和6年3月31日